

生駒市条例第 35 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 9 月 25 日

生駒市長 山下 真

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項中

5,000 円（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、9,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 構造計算適合性判定（以下この項において「判定」という。）を要する場合 20,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額 イ 判定を要しない場合（ウに掲げる場合を除く。） 16,000 円 ウ 構造計算書又はこれに準ずるもの（以下この項において「構造計算書等」という。）の添付を要しない場合 10,000 円
9,000 円（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、13,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 判定を要する場合 29,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額 イ 判定を要しない場合（ウに掲げる場合を除く。） 25,000 円 ウ 構造計算書等の添付を要しない場合 15,000 円
14,000 円（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、18,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 判定を要する場合 41,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額 イ 判定を要しない場合（ウに掲げる場合を除く。） 37,000 円 ウ 構造計算書等の添付を要しない場合 21,000 円

を

に、

19,000 円（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、23,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額）
34,000 円（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、38,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額）
48,000 円（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、52,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額）

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 判定を要する場合 59,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額 イ 判定を要しない場合（ウに掲げる場合を除く。） 55,000 円 ウ 構造計算書等の添付を要しない場合 27,000 円
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 判定を要する場合 96,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額 イ 判定を要しない場合 92,000 円
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 判定を要する場合 124,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額 イ 判定を要しない場合 120,000 円

床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の場合	140,000 円（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、144,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額）
--	--

を

床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 判定を要する場合 234,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額 イ 判定を要しない場合 230,000 円
床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 判定を要する場合 274,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額 イ 判定を要しない場合 270,000 円

に、

240,000 円（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、244,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額）
460,000 円（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、464,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額）

を

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 判定を要する場合 414,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額 イ 判定を要しない場合 410,000 円
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 判定を要する場合 664,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額 イ 判定を要しない場合 660,000 円

に改め、

同表の 2 の項中「9,000 円」を「13,000 円」に、「4,000 円」を「7,000 円」に、「5,000 円」を「8,000 円」に、「3,000 円」を「5,000 円」に改め、同表の 3 の項中「8,000 円」を「12,000 円」に、「4,000 円」を「7,000 円」に改め、同表の 4 の項中「10,000 円」を「14,000 円」に、「12,000 円」を「17,000 円」に、「16,000 円」を「23,000 円」に、「22,000 円」を「34,000 円」に、「36,000 円」を「54,000 円」に、「50,000 円」を「75,000 円」に、

床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の場合	120,000 円
--	-----------

を

床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内の場合	130,000 円
床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の場合	170,000 円

に、

「190,000 円」を「240,000 円」に、「380,000 円」を「450,000 円」に改め、同表の 5 の項中「13,000 円」を「19,000 円」に、「8,000 円」を「12,000 円」に改め、同表の 6 の項中「9,

000円」を「13,000円」に改め、同表の7の項中「9,000円」を「12,000円」に、「11,000円」を「16,000円」に、「15,000円」を「21,000円」に、「21,000円」を「31,000円」に、「35,000円」を「48,000円」に、「47,000円」を「69,000円」に、

「

床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	110,000円
--	----------

を

」

「

床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	120,000円
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	160,000円

に、

」

「180,000円」を「230,000円」に、「370,000円」を「440,000円」に改め、同表の8の項中「12,000円」を「17,000円」に、「8,000円」を「12,000円」に改め、同表の9の項中「9,000円」を「13,000円」に、「11,000円」を「16,000円」に、「15,000円」を「21,000円」に、「20,000円」を「31,000円」に、「33,000円」を「51,000円」に、「45,000円」を「69,000円」に、

「

中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	100,000円
--	----------

を

」

「

中間検査を行う部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内の場合	110,000 円
中間検査を行う部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の場合	160,000 円

に、

」

「160,000円」を「250,000円」に、「330,000円」を「510,000円」に改め、同表の10の項中「12,000円」を「17,000円」に、「8,000円」を「12,000円」に改め、同表の11の項中「9,000円」を「13,000円」に改め、同表の33の項の次に次の1項を加える。

33の2	開発整備促進区における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	法第68条の3第7項の規定による建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円
------	--	---	---------

別表第2の35の項中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同表の35の2の項中「第68条の5の4第1項」を「第68条の5の5第1項」に改め、同表の35条の3の項中「第68条の5の5」を「第68条の5の6」に改める。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。